

西宮市勤労福祉センター及び西宮市勤労者・障害者教養文化体育施設予約システム“ぷらっと勤労にしのみや”利用規約

(目的)

第1条 この規約は、西宮市勤労福祉センター及び西宮市勤労者・障害者教養文化体育施設予約システム“ぷらっと勤労にしのみや”(西宮市勤労福祉センター及び西宮市勤労者・障害者教養文化体育施設(以下「施設」という。)のインターネット予約をするためのシステムをいう。以下「ぷらっと勤労にしのみや」という。)の利用者登録の手續等及びその利用について、必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 ぷらっと勤労にしのみやを利用して施設のインターネット予約を行うには、この規約に同意していただくことが必要です。

2 ぷらっと勤労にしのみやの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。

(利用者登録の対象者)

第3条 ぷらっと勤労にしのみやの利用者登録ができる者は、団体及び個人とします。

(利用者登録の申請)

第4条 ぷらっと勤労にしのみやの利用を希望する団体又は個人は、施設の受付窓口において、利用者登録票(勤労者・障害者教養文化体育施設にあつては、体育室等利用団体名簿。以下「登録票等」という。)を提出しなければなりません。

(利用者登録)

第5条 団体又は個人から前条の規定により登録票等の提出があつたときは、市は、登録票等の内容を確認し、登録者(ぷらっと勤労にしのみやのサービスを受ける団体又は個人をいう。以下同じ。)として承認する場合は、登録票等の内容、登録番号及び暗証番号をぷらっと勤労にしのみやに登録するとともに、利用者カードを発行します。

(登録番号及び暗証番号の利用及び管理)

第6条 登録者は、ぷらっと勤労にしのみやの利用にあつては、登録番号及び暗証番号を入力することにより、インターネット予約の手續等を行うことができます。

2 登録者は、登録番号及び暗証番号を次の事項に注意して、自己の責任において厳重に管理してください。

- (1) 登録番号及び暗証番号は、第三者に知られないように管理すること。
- (2) 暗証番号は、定期的に変更するように努めること。
- (3) 他人からの暗証番号の照会に応じないこと。
- (4) 暗証番号を忘失した場合は、速やかに市に連絡し、その指示に従うこと。

3 市は、登録番号及び暗証番号により行われた利用手続等については、本人により行われたものとみなします。

(利用者登録の変更)

第7条 登録者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに、登録票等を提出し、市に届け出なければなりません。

(利用者登録の有効期間)

第8条 利用者登録の有効期限はありません。

(利用者登録廃止の手続)

第9条 登録者は、利用者登録の廃止を行う場合は、市に届け出なければなりません。

(利用の一時停止)

第10条 登録者がこの規約に違反した場合その他市が必要と認める場合は、当該登録者のぷらっと勤労にしのみやの利用を一時停止することができるものとします。

(登録資格の喪失)

第11条 登録者が次のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失します。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 施設の管理に関する条例若しくは規則又はこの規約に違反した場合
- (3) 登録者が登録廃止の手続を行い、市が認めた場合
- (4) 住所の変更の届出を怠る等、登録者の所在が不明となった場合
- (5) ぷらっと勤労にしのみやに対し、不正にアクセスした場合
- (6) ぷらっと勤労にしのみやの管理及び運営を故意に妨害した場合
- (7) その他登録者として不相当と認めた場合

(インターネット予約)

第12条 インターネット予約をした場合は、当該施設において定められた期日までに使用申請をし、使用許可を得てください。

(利用時間)

第13条 ぷらっと勤労にしのみやの利用時間は、7時から24時までとします。

2 前項の規定に関わらず、定期の保守又は点検を行う場合は、ぷらっと勤労にしのみやの一部又は全部を停止する場合があります。運用の停止を行う場合は、市のホームページ等で事前にお知らせしますが、市が特に緊急の必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(免責事項)

第14条 市は、登録者がぷらっと勤労にしのみやを利用したことにより発生した登録者の損害及び登録者が第三者に与えた損害について、何ら責任を負うものではありません。

2 市は、ぷらっと勤労にしのみやの運用の停止、中止又は中断等により登録者に発生した損害について、何ら責任を負うものではありません。

(個人情報の保護)

第15条 市は、利用者登録に関する個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じたうえで、ぷらっと勤労にしのみやの運用に必要な範囲に限り、施設間での共通情報として各施設の管理者が利用する場合があります。

(登録情報の字体)

第16条 提出された申請書等の記入字体について、ぷらっと勤労にしのみやでの取扱いが困難である場合は、ぷらっと勤労にしのみやで表示される字体(標準文字)になります。

(管轄)

第17条 ぷらっと勤労にしのみやの利用又はこの規約に関して登録者と市の間に生ずる全ての紛争については、市の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

(利用規約の変更)

第18条 市は、必要があると認めるときは、登録者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更できるものとします。

2 登録者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

(その他)

第19条 この規約に定めのない事項その他必要な事項については、市が別に定めるものとします。

付 則

この規約は、平成26年10月1日から実施します。